

令和6年第3回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和6年9月10日（火曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第6号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第7号	総務文教常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	委員会報告第8号	産業厚生常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 6	議案第34号	令和6年度豊頃町一般会計補正予算（第3号）
日程第 7	議案第35号	令和6年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 8	議案第36号	令和6年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第37号	令和6年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第38号	豊頃町乳幼児等医療費給付条例の一部改正
日程第11	議案第39号	豊頃町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正
日程第12	議案第40号	豊頃町国民健康保険条例の一部改正
日程第13	議案第41号	物品の取得
日程第14		休会の議決

◎出席議員（9名）

1番 小笠原 玄 記 君	2番 後 藤 孝 夫 君
3番 岩 井 明 君	4番 杉 野 好 行 君
5番 藤 田 博 規 君	6番 大 崎 英 樹 君
7番 大 谷 友 則 君	8番 坂 口 尚 示 君
9番 中 村 純 也 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	按田	武君
副町	長	菅原	裕一君
教育	長	中川	直幸君
農業委員会	長	井下	睦男君
代表監査委員		山口	浩司君
総務課	長	熊谷	雅美君
企画課	長	小野	直人君
住民課	長	加藤	さおり君
福祉課	長	鎚木	政洋君
産業課	長	齋藤	学君
施設課	長	山崎	勝巳君
会計管理者		大長根	典子君
農業委員会事務局	長	林谷	一徳君
教育委員会教育課	長	森	直史君
総務課	参事	江口	孝君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局	長	山田	良則君
庶務係	長	三島	佑里奈君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 中村議長 ただいまから、令和6年第3回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 中村議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
山田事務局長。
- 山田事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告及び議員派遣の結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。
次に、監査委員より令和6年5月から令和6年7月までの例月現金出納検査報告書の提出がございました。なお、報告書はお手元に配付のとおりであります。
以上でございます。
- 中村議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 中村議長 次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。
按田町長。
- 按田町長 議長から発言のお許しを受けましたので、令和6年第3回豊頃町議会定例会行政報告をいたします。
最初に、豊頃町職員による受託収賄事件の経過についてであります。
本町職員が、受託収賄容疑で起訴された事件の第1回公判が、7月19日に釧路地方裁判所帯広支部で開かれました。
公判の内容につきましては、冒頭手続の後、検察官の冒頭陳述、証人尋問、被告人質問、論告・求刑、弁護人の弁論、被告人の最終陳述が行われました。
起訴状朗読の内容は、町職員が、町内事業者の元社長から、令和5年度発注予定の舗装工事の指名競争入札指名業者の選定に関し、従前指名していた業者に代えて元社長が指定する業者を指名するよう便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに供与

されるものであることを知りながら、107,825円相当の宿泊、接待を受け、令和5年7月に入札を執行した2件の舗装工事の指名競争入札の業者選定に関し、従前指名の業者に代えて元社長が指定する業者を指名する便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様な取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに供与されるものであることを知りながら、35,230円相当の接待を受けた受託収賄であります。

町職員は、起訴内容について間違いないことを認めました。

検察官の冒頭陳述では、本町の指名競争入札における指名業者の選考方法、元社長の取り仕切りによる談合、事件に関する入札の指名業者の選考過程、贈収賄に関する接待の内容などが指摘されました。

検察官の論告・求刑においては、町職員に懲役1年6か月、追徴金143,055円を求刑しました。これに対して弁護人の弁論では、執行猶予付きの判決を求めました。

公判はこの日で結審し、次回は、9月20日午前10時から同支部において判決が言い渡されることとなっています。

町といたしましては、事件の判決が確定次第、厳正に対処してまいります。

また、職員の法令順守、服務規律の徹底を図るべく、7月18日付けで豊頃町職員倫理規程、豊頃町コンプライアンスマニュアル等を制定し、町職員を対象に、7月29日にコンプライアンスマニュアル説明会を、8月8日に本町顧問弁護士を講師としてコンプライアンス研修会をそれぞれ開催し、公務員としての自覚を一層高めるよう促しています。

引き続き、役場一丸となって再発防止策の徹底を図り、町議会をはじめ町民の皆様の信頼回復に努めてまいりますので、ご理解を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

続きまして、2、豊頃医院及び大津診療所の令和5年度の運営状況についてであります。

豊頃医院及び大津診療所の運営については、令和3年11月から公益社団法人地域医療振興協会が指定管理者として診療を行い、今年の11月で3年を経過するところです。

令和5年度につきましては、患者数は伸び悩み、前年度に比べ減少したことから外来診療収益も前年度を下回りましたが、予防接種や健診等の積極的な実施に努め、保健活動収益が増加したことから、事業収益は前年度を上回っています。

また、事業経費につきましても、物価高騰等による材料費の高騰や人件費の上昇などから前年度を上回り、全体として事業経費が事業収益を1,681万7千円上回っ

たことから、関連予算を提案させていただきました。

地域医療振興協会とは、保健・医療サービスの維持・向上と収益を上げる努力のほか、経費の圧縮等についても引き続き努力するよう協議を重ねているところであり、今後も、町民の皆様が地域で安心して生活できるよう医療の確保と質の向上及び保健医療福祉の増進を図ってまいります。

続きまして、3、带状疱疹ワクチン及び新型コロナワクチンの接種についてであります。

带状疱疹は80歳までに3分の1の方が発症すると言われ、発症者の2割の方は、長期間にわたり痛みが続く「带状疱疹後神経痛」に移行し、重症化する場合があります、生活の質が著しく低下することから、町民が健康で末永く住み続けることができるよう、今年度から50歳以上の町民を対象に接種費用の助成を始めたところです。

本町では、より発症予防効果の高い不活化ワクチンに対して助成を行っており、このワクチンは2回の接種が必要なことから、2回の接種料46,560円のうち、町が36,560円を負担し、自己負担額10,000円で2回の接種を受けられますが、町民の带状疱疹ワクチンに対する関心が想定以上に高く、当初予定していた接種枠を増やして対応し、9月2日現在、1回目の接種を終えた方は170人となり、多くの町民の皆様がワクチン接種を受けていただいている状況です。

また、新型コロナワクチンの接種につきましては、令和6年4月から予防接種法の特例臨時接種から、個人の重症化予防を目的としたB類疾病の定期接種に位置付けられ、65歳以上の方等を対象とし、秋冬に1回実施されることになり、本町においては、接種費用を低く抑え、より多くの方にワクチン接種を受けてもらえるよう、生後6か月以上の全ての方を対象とした新型コロナワクチン接種費用の助成を行うこととしています。

65歳以上の定期接種対象者は自己負担1,000円で、18歳未満の方は2,500円、それ以外の方は5,000円で豊頃医院及び大津診療所での接種が可能です。

今月17日から65歳以上の方の接種予約を始め、それ以外の方は30日から接種予約を開始します。

今後とも、多くの町民の皆様が様々な感染症にかかるリスクを減らし、安心して日常生活を送り生活の質を高めることができるよう、保健予防活動の充実に努めてまいります。

続きまして、4、農作物の生育・収穫及び秋さけ漁の状況等についてであります。

はじめに、農作物の生育・収穫状況について報告いたします。

既に収穫の終了した秋まき小麦については、春先から好天に恵まれたことから成熟が順調に進み、また、収穫作業も好天に恵まれ平年より非常に早く終了しております。

す。収量については、乾麦で12.2俵と昨年を上回る状況でありました。

また、町内の現在の作況については、去る8月21日、豊頃町農業改良推進協議会による作況調査を実施したところ、一部少雨による影響があるものの、農作業は順調に進み、概ね平年並みの収量が見込めるとの調査結果となったところです。

作物ごとでは、甜菜は、移植終りは平年より4日早く、直播栽培の播種終りについては平年より2日遅くなりました。高温少雨の影響が懸念されましたが、生育は順調に進んでおります。

馬鈴薯は、平年より3日早く植付終りとなり、一株あたりの上いも数、いも1個重、デンプン価いずれも平年並みとなっており、順調に生育しております。

豆類は、播種作業は順調に進み、出芽も平年並みとなっております。7月の高温少雨により小豆と金時は莖長が短い傾向にあるなど水不足による影響が一部見受けられるものの、順調に生育しております。

今後、台風等の時期を迎え、収穫への影響が懸念される場所ですが、被害がなく豊穡の出来秋を迎えられることを願っております。

次に、酪農、畜産業の状況です。作況調査において、一番草は好天に恵まれ質、量ともに平年をやや上回るものとなり良質な粗飼料を収穫することができましたが、二番草は、水分不足により生育の悪いほ場もあるなどほ場間の格差が見受けられております。

デントコーンについては、水分不足による生育のばらつきや6月の霜被害による一部ほ場のまき直し、台風10号からの湿った空気の影響を受けた8月31日の降雨による倒伏があったものの、平年並みの収量が見込めるものとなっております。

近年の牛乳、畜産物の消費の鈍化や販売価格の低迷、昨今の海外情勢による肥料、飼料高騰など、酪農、畜産業を取り巻く生産環境は厳しい状況を迎えており、生乳の生産者価格の改定がなされたとはいえ、消費・需要の回復、市況の回復には先が見えない状況が続いており、一刻も早く生産環境が復調することを望むところです。

また、7月11日、12日に音更町で開催された第53回十勝総合畜産共進会（肉用牛・種馬の部）において、本町の和牛生産者9戸から12頭の出品牛があり、篠島太郎氏の出品牛1頭が個体の部において9年ぶりに最高位を獲得しました。

8月30日、31日に音更町で開催された第33回北海道肉用牛共進会においては、本町の和牛生産者4戸から7頭が選抜され出陳し、篠島太郎氏の出品牛が個体の部において平成27年以来9年ぶりに栄誉ある最高位に輝きました。今後、令和9年に十勝で開催される第13回全国和牛能力共進会に向け関係機関と連携し支援してまいります。

次に、水産業の状況です。本町におけるサケ定置網漁業は、依然低水準な来遊予測

を考慮し、産卵親魚の遡上促進を目的とした操業自粛を3日間実施し、9月2日から陸網の設置、9月4日から沖網の設置が行われ、9月3日から水揚げが始まっております。本町沿岸を含むえりも以東西部海域の秋サケ来遊予測数が前年実績を18パーセント下回る65万5千尾と発表され、8月29日時点での十勝川におけるサケ親魚捕獲数が前年を84パーセント下回るなど、低調な漁獲となった昨年度よりも深刻な来遊不振が懸念される中での操業開始となり、9月3日の大津漁港における初日水揚げ量は3.6トン（前年比8パーセント減）と昨年よりやや減少している状況です。海洋環境の変化や令和3年に発生した赤潮によるサケ増殖事業の不振の影響等も懸念されておりますが、盛漁期に向け、来遊予測以上の豊漁と無事故操業を願っております。

また、令和3年度から実施している海岸漂着物（流木）の再流出防止対応に関しまして、6月20日に豊頃町、浦幌町、広尾町、大樹町、大津漁業協同組合、広尾漁業協同組合及び大樹漁業協同組合の4町3漁協の連名で、北海道知事宛の要請書を提出し、所管する北海道環境生活部、関係する建設部、水産林務部及び農政部にもそれぞれの現状の説明と今後の対応等について要請しております。

これに伴い、河川管理者である北海道開発局帯広開発建設部及び海岸管理者である北海道建設管理部では、サケ定置網漁業などの漁具被害や操業への影響が懸念されることから、8月19日から8月29日にかけて海岸漂着流木の一時集積作業を行ったところです。

8月に入り北海道付近を通過した低気圧と前線により降雨量が増加し、河川の水位が上昇した影響で、流木が海岸に漂着するおそれがあることから、サケ定置網漁業やシシャモ漁業等の安全操業のため、流木漂着時の対応を引き続き要請してまいります。

大津漁港の整備につきましては、第4種漁港を所管する北海道開発局により荷捌き所前面の岸壁側屋根掛け整備が令和4年度から施工されておりましたが、サケ定置網漁業への配慮もあり工期末より3か月前倒した6月末に完了し、7月から暫定使用が開始されております。残る道路側屋根掛け整備につきましては、来年度から施工予定であり、大津漁港の衛生管理対策推進のため、完成に向け北海道開発局等関係機関との協議を進めてまいります。

次に5、行政窓口デジタル化の推進についてであります。

デジタル技術の進展により、サービスのデジタル化が飛躍的に高まる中、住民がデジタル社会の恩恵を受けられるように、自治体の住民サービスについてもデジタル化を本格的に推進することが求められているところです。

本町におけるデジタル技術の活用については、本年1月からマイナンバーカードを

利用して、全国のコンビニエンスストアで住民票の写し及び印鑑証明書が取得できるよう運用を開始しているところでありますが、町民の皆様の利用が多い窓口での各種手続について、来庁者の負担を軽減し、業務の効率化を図るため「書かない窓口」システムを導入し、サービスの向上に取り組んでまいります。

「書かない窓口」は、来庁者がマイナンバーカード等を提示することにより、手続の際、氏名や住所、生年月日などの基本情報を何度も記入する手間が省けるだけでなく、チェックに要する待ち時間も短縮され、来庁者の負担軽減が図られるものです。

導入後は、「書かない・待たない・回らない」窓口の実現に向けて、当該システムが対応できる役場での手続の種類を順次増やすなどして、事業を推進してまいります。

今後のスケジュールとして、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、令和7年3月までにマイナンバーカードや運転免許証、在留カードなどを読み取る機器の導入及び各種申請書を整備し、令和7年度から「書かない窓口」の運用を予定しています。

また、マイナポータルを活用したオンライン申請による「行かない窓口」の導入についても検討を進め、町民の皆様にとって負担の少ない行政手続を目指し、更なる窓口サービスの向上が図られるよう努めてまいります。

6、北海道警察の再編整備による池田警察署の統合についてであります。

北海道警察では、8月6日、各警察署の管内人口や地理的事情、事件事故の発生状況等を総合的に勘案し、小規模警察署を近隣の警察署に統合して、スケールメリットを活かした警察署の機能強化を図ることを目的とした再編整備計画案を公表しました。

計画では、令和8年4月から、北海道内の7つの小規模警察署を統合、分庁舎化する内容で、本町を管轄する池田警察署については帯広警察署に統合し、池田警察署は分庁舎として地域住民に身近な業務を行う機能を持たせることとしています。

豊頃町内3か所の駐在所については、現在の配置・体制を維持し、パトロールや巡回連絡などの地域警察活動の強化の実現を目指しています。

町では、6月18日に町議会議員及び町生活安全推進協議会に対する説明会、また8月19日には住民説明会を開催し、計画案に対する考え方に理解を深めたところがあります。

現在、池田警察署が管轄する3町において、池田警察署統合に対する要望書の提出について協議を進めており、要望内容等の調整を行っているところであります。

地域の警察力は、住民の生活にとって大変重要であることを踏まえ、犯罪や事故のない安心して暮らせる町づくり実現のため、3町の連携を強化した要望書の提出につ

いて執り進めていくとともに、引き続き町民の皆様への情報提供を行ってまいります。

以上、行政報告といたします。

●中村議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●中村議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番小笠原玄記議員及び2番後藤孝夫議員を指名します。

◎ 会期の決定

●中村議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの11日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月20日までの11日間に決定しました。

◎ 委員会報告第6号

●中村議長 日程第3 委員会報告第6号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

藤田議会運営委員長。

●藤田議会運営委員長 委員会報告第6号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1) 令和6年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

令和6年9月6日。

3、調査の経過。

(1)令和6年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和6年9月3日招集告示のあった令和6年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、9月6日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1) 令和6年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、9月20日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、系統議長会等からの意見書の提出要請については、令和6年第2回定例会閉会后に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の委員会へ付託することなく産業厚生常任委員長が提出者となり、他の委員が賛成者となって、定例会3日目に意見書案を提出するものとした。

ウ、陳情書の取り扱いについては、令和6年第2回定例会閉会后に受理したものは3件であり、本町議会の運営基準に基づき、議員配付にとどめるものとした。

エ、本会議において決算認定の審議が行われることに伴い、議長から会議規則第55条（質疑回数制限）の規定を適用しない旨を会議に諮ることとした。

オ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の9月10日に開催するよう日程を調整した。

以上。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第6号は報告済みとします。

◎ 委員会報告第7号

●中村議長 日程第4 委員会報告第7号、総務文教常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

大谷総務文教常任委員長。

●大谷総務文教常任委員長 委員会報告第7号、総務文教常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1) 地域おこし協力隊の活動状況について。

2、調査の方法。

説明聴取。

3、調査期日。

令和6年7月18日。

4、調査の経過と結果。

本町における地域課題の解決と町が取り組む地方創生の加速化に取り組むため令和5年度から新たに活動している、地域おこし協力隊の活動状況等について調査を実施した。

(1) 地域おこし協力隊とは。

「地域おこし協力隊」とは、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域へ定住・定着を図ることを目的とした制度です。

「豊頃町地域おこし協力隊設置要綱」での協力隊の活動内容としては「農林水産業等の地域産業の振興に関する活動」「観光の振興に関する活動」「移住・定住の促進に関する活動」「住民の生活、集落活動の支援に関する活動」「地域の活性化に関する活動」「地域の情報発信に関する活動」などとしており、隊員の種類としては、地域づくり推進員として町の会計年度任用職員となって活動をする「任用型地域おこし協力隊員」、個人事業主となって町と委託契約を結び活動をする「委託型地域おこし協力隊員」及び町から協力隊設置業務を受託した団体が直接雇用する者を町が委嘱し活動をする「委嘱型地域おこし協力隊員」の3種類があり、いずれも本町に住民票を異動し1年から3年の期間活動を行うこととしている。

(2) 令和5年度の地域おこし協力隊の活動実績について。

令和5年度は、兵庫県出身の夫婦2名が豊頃町において委託型地域おこし協力隊員として活動を実施した。

協力隊員は、これまでの職業経験等を生かし豊頃町の風土や環境に合った事業を町内で起業し地域活性化につなげる目的で、主にオリジナルカレーの開発や試験的な実地販売などを実施した。

町内でのカレーの販売は、7月開催された「十弗駅前ビアガーデン」でのスパイスカレーの限定販売(60食完売)や9月に開催された「とよころ産業まつり」でのオリジナルカレーの限定販売(500食完売)を行い、町民のスパイスカレーに対する

ニーズ等の把握、又は豊頃産の食材を使用したオリジナルカレーを通して町内製品のPRなどを行った。その他には9月に町民（定員10名）向けにスパイスカレーの調理方法についてカレー研究家の水野仁輔氏を講師に招き「スパイスカレー講座」を開催した。

また、3月には大阪の阪神梅田本店でのカレー催事で、豊頃町産豆のPR販売を行うとともに、豊頃町の紹介や農家のライフスタイルについてのトークショー、移住相談ブースの設置、町紹介パネルの設置及びパンフレットの配布を行い大都市圏での移住・定住に関するPRを行った。

（3）令和6年度の地域おこし協力隊及び地域づくり推進員の活動について。

①地域おこし協力隊の活動。

ア、飲食店（カレー店）の試験営業。

町民のカレーの趣向についての調査を実施するとともにファンの獲得のため「カレー喫茶マリリン」という屋号で、町内イベントなどへの出店を月1回から2回程度実施する予定。

イ、学習塾の開設準備。

将来の豊頃町発展の原動力となるよう、これからの豊頃町を担う子どもたちの学力の向上を目指して、秋から冬を目標に人数限定で学習塾を開設し、子どもたちの学校以外での学習の場や居場所作りをする予定。

ウ、新商品開発や販路開拓事業。

「面白農業組合T o y o k o r o Z」の活動を通じて、農業体験を兼ねたイベントや加工品販売などを行い消費者と接点を持ち豊頃町の知名度を上げる。また、木桶醤油醸造所の奈良県片山醤油に豊頃町産の大豆を提供し、醤油の委託製造を開始する。なお、前職のコネクションを活かし、関西の高所得者層に向けて販路を確保する予定。

エ、地方移住を検討している方への豊頃町のPR。

本州に住む知人や前職での同僚の中で、特に手に職を持っていて地方移住に前向きな人をターゲットに、豊頃町の魅力を感じていただくために来町してもらい移住・定住につなげ以って本町の産業活性化につなげる。

②地域づくり推進員の活動。

令和3年9月7日に豊頃町と東京学芸大学との間で締結した教育を柱とした連携協定を更に進化させるため、地域おこし協力隊の制度を活用し埼玉県及び東京都出身の東京学芸大学の学生2名が任用型地域おこし協力隊員として令和6年度に本町に着任し、豊頃町の地域特性を生かした教育の実態や新たな教育研究など自らの教育研究の質の向上を図りながら関係人口創出活動として地域や町民と多様に関わり合いながら

の活動を実施している。

具体的には、豊頃小中併設校での教育活動を主軸に、町内のイベント協力や町民との関りを通じて、地域の特性などについて学び移住者目線として感じた豊頃町の魅力の発掘をしている。

(4) 地域おこし協力隊の町民への周知について。

兵庫県出身の夫婦2名については、令和5年4月に家族で移住し着任から1年が経過して令和6年4月に町職員向けの活動報告会を行ったが、一般住民向けには実施していない。今年度は、旧グループホームにおいてのカレーレシピ開発や試験的な実地販売及び購入者等からの意見聴取やアンケート調査の結果、又は、はるにれ休憩所においても町観光大使である浦島氏が実施している写真展「ハルニレ四季物語」に併せたカレーの試験販売などの実績について、今年の秋以降に地域づくり推進員と一緒に住民向けの活動報告会を開催する予定である。

(5) 地域おこし協力隊の募集について。

地域の維持及び振興を図るうえで「地域おこし協力隊」の制度を活用することは有効な手段であり、求める人材は出店を希望する起業者や後継者のいない店舗などの後継者、観光業、商品開発業、基幹産業の担い手、地域商社の運営参加など過疎地域では多様に考えられ、町としては今後も幅広く募集を行い、その中から本町の地域おこしに適した人材を登用できるように努めることとしている。

5、まとめ。

本調査では、地域おこし協力隊の制度を活用し本町における地域課題の解決と町が取り組む地方創生の加速化に取り組むため、令和5年度から新たに活動をしている地域おこし協力隊の活動状況等について調査を実施した。

令和5年度における地域おこし協力隊の活動は兵庫県出身の夫婦2名によるもので、その活動内容については、まだ手探り状態での活動ではあったが本町の活性化のために精力的な活動を展開しており、町の広報紙などにおいて、その活動内容が毎月紹介されているなどしていた。

また、令和6年度においては、兵庫県出身の夫婦2名の他に東京学芸大学の学生2名が新たに加わり豊頃小中学校併設校での教育活動や別の視点での町民との関りなど、地域おこし協力隊の活動の幅が本町において広がっているところを確認できた。

なお、兵庫県出身の夫婦2名については、将来、本町において起業し定住するための4つの事業を令和6年度において展開することとしており、将来、本町への移住定住が期待されるところである。

また、東京学芸大学との連携協定を活用した地域おこし協力隊の任用については、その活動をより深化させることで、関係人口の創出に繋がることが期待されていると

ころである。

しかし、地域おこし協力隊の制度については、まだ町民の中には浸透しておらず、その活動の趣旨が町民に理解されていないところが多いことが指摘されているところであるところから、多くの町民が様々な機会において地域おこし協力隊員との交流が持てるよう工夫する必要があるのではないかとの意見が出された。

なお、今後、本町において、地域おこし協力隊を更に多く受け入れるためには、町におけるサポート体制の充実がより必要となるのではないかとの意見も出された。

以上。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第7号は報告済みとします。

◎ 委員会報告第8号

●中村議長 日程第5 委員会報告第8号、産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

岩井産業厚生常任委員長。

●岩井産業厚生常任委員長 委員会報告第8号、産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1)農作物の作況について。

2、調査の方法。

資料による検討と説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

令和6年8月21日。

4、調査の経過と結果。

(1)農作物の作況について。

町内の農作物の作況について、8月21日に開催された町農業改良推進協議会が主催する作況調査に同行して調査した。

調査当日は、町内の9圃場7作物について1圃場ごとの作物の草丈、着実数などの生育状況や、病虫害の発生状況、農作業の進捗状況及び今後の注意事項などについて説明を受けた。

本年は、てん菜の移植作業及び馬鈴薯、大豆、小豆のは種作業は平年並みかやや早めに行われたが、降雨の影響により直播栽培のてん菜及び金時、手亡のは種作業は平年より遅れて行われた。

調査時点での作物ごとの生育状況は、てん菜については、葉数、草丈及び根周は平年より良く生育は順調である。馬鈴薯については、6月初めの一部遅霜の影響などで一時成育が停滞し着蕾期は1日遅れ、また、その後の高温少雨により茎長は平年より短く推移し、開花期は平年より3日早くなっており、昨年と比べ1株当たりのいも数はやや多く、1個当たりのいも重は小さい傾向であるが生育は平年並みに推移している。豆類は、平年並みに出芽し、その後の生育は好天により早く推移し、開花は5日ほど早くなっているが、7月の高温少雨により小豆と金時においては全体的に茎長が短い傾向にあり、一部では少雨の影響を強く受けている圃場も見られる。

牧草については、一番草の収穫作業は平年並みに始まり、その後も順調に収穫作業は進み、平年より7日早く収穫作業は終了し収量は平年よりやや多くなった。二番草については、平年並みの生育であるが、収穫期の違いで圃場間でばらつきが大きいほか、一部の圃場では水分不足のため生育が悪い圃場も見られるが、収穫期は平年並みに進められる見込みである。

飼料用とうもろこしについては、は種作業がやや遅れて始まったが、その後の好天により平年並みに作業が終了し出芽は順調であった。なお、6月2日に降霜があり一部ではまき直しを行った圃場もあったが、その後は好天が続いたことにより生育は非常に早く推移している。

なお、すでに収穫作業の終了した秋まき小麦については、昨年9月下旬の高温により、は種を遅らせる圃場もあり越冬前の生育に差が見られたが、起生期は平年並みとなり、4月の気温が高く推移し生育は早く進んだ。7月以降も高温少雨傾向となり、成熟期は平年より6日早く収穫も平年より9日早く終了し、収量は乾麦で反収が概ね12.2俵と昨年を上回る結果が見込まれている。

調査時点での状況は以上のとおりであるが、今後においては、台風及び病虫害による作物への影響、また、異常気象による天候の急激な変化によっては農作物全般の収穫に悪影響を及ぼすことも考えられる。

本町は、中長期的な明・暗渠排水などの農地基盤整備により安定的な農作物の収量確保に向けた対策が講じられていることから、今後においても、引き続き計画的な農地基盤整備事業を実施していくことが必要であることや、本格的な収穫期を迎えるに

当たり農作業事故の注意を喚起するよう関係機関等を通して指導の徹底を求めるなどの意見が出された。

以上。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第8号は報告済みとします。

11時5分まで休憩といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 議案第34号

●中村議長 日程第6 議案第34号、令和6年度豊頃町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案第34号、令和6年度豊頃町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。一般会計及び特別会計補正予算書1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,442万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億8,973万6,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。12ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費において、3目財産管理費に、ふるさと振興基金積立金270万円を追加するなど計371万8,000円を追加。3項戸籍住民基本台帳費に、書かない窓口システム導入業務490万6,000円を追加するなど計497万8,000円を追加。

3款民生費1項社会福祉費において、14ページ、4目障害者福祉費に、障害福祉システム標準化支援業務242万1,000円を追加するなど計647万5,000円を追加。2項児童福祉費に、児童手当システム改修298万2,000円を追加。

4款衛生費1項保健衛生費において、3目保健指導費に、豊頃医院運営費繰出金1,679万4,000円を追加するなど、16ページ、計1,886万2,000円を追加。2項簡易水道費に、簡易水道事業会計補助金700万円を追加。

5 款農林水産業費 1 項農業費において、2 目農業総務費に、持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金 3,507 万 6,000 円を追加するなど計 3,662 万 7,000 円を追加。3 項林業費に、有害鳥獣捕獲奨励金 109 万円を追加するなど、18 ページ、計 170 万 8,000 円を追加。4 項水産業費に、水産資源回復支援事業補助金 220 万 6,000 円を追加するなど計 229 万 3,000 円を追加。

7 款土木費 2 項道路橋梁費において、1 目道路橋梁維持費に、維持補修費 450 万円を追加するなど計 350 万円を追加。5 項施設費に、福祉施設修繕料 150 万円を追加。

20 ページ、9 款教育費 2 項小学校費に、修繕料 40 万円を追加。3 項中学校費に、中学校教育用情報機器端末等 180 万円を追加。4 項社会教育費において、2 目文化振興費に、古文書解読謝金 12 万円を追加するなど計 48 万円を追加。5 項保健体育費において、総合体育館駐車場外灯 LED 化改修工事 130 万円を追加するなど、22 ページ、計 209 万 9,000 円を追加。

次に、歳入につきましては 8 ページを御覧ください。

14 款国庫支出金 2 項国庫補助金において、1 目総務費国庫補助金に、デジタル田園都市国家構想交付金 245 万 3,000 円を追加するなど計 789 万 4,000 円を追加。

15 款道支出金 2 項道補助金において、4 目農林水産業費補助金に、持続的畑作生産体制確立緊急支援事業 3,507 万 6,000 円を追加するなど 3,584 万 8,000 円を追加。

17 款寄附金 1 項寄附金に、ふるさと振興寄附金 270 万円を追加するなど計 295 万円を追加。

19 款繰越金 1 項繰越金に、前年度繰越金 3,851 万 2,000 円を追加。

10 ページ、20 款諸収入 5 項雑入に、道市町村職員退職手当組合事前納付金精算還付金 493 万 3,000 円を追加するなど計 926 万 8,000 円を追加。

21 款町債 1 項町債において、5 目土木債から、社会資本整備総合交付金事業（道路）30 万円を減額するなど計 5 万円を減額。

次に、第 2 表地方債の補正につきましては、4 ページ、第 2 表地方債補正を御覧ください。

過疎対策事業の限度額を 3 億 3,470 万円に、臨時財政対策債の限度額を 635 万円に改め、地方債限度額の総額を 6 億 5,615 万円に改め定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8 ページをお開きください。14 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●中村議長 15 款道支出金。

(質 疑 な し)

●中村議長 17 款寄附金。

(質 疑 な し)

●中村議長 19 款繰越金。

(質 疑 な し)

●中村議長 20 款諸収入。

(質 疑 な し)

●中村議長 21 款町債。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については項ごとに質疑を受けます。

12 ページをお開きください。2 款総務費 1 項総務管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 項戸籍住民基本台帳費。

8 番坂口議員。

●8 番坂口議員 この「書かない窓口」のシステム業務というのは、具体的にどのようにしてやるのか教えていただきたいと思います。

●中村議長 加藤住民課長。

●加藤住民課長 「書かない窓口」について回答いたします。

各種証明書の申請や転出入等の手続について、本人確認書類として提示されました運転免許証やマイナンバーカードをOCR スキャナーでデータ化し、あらかじめ登録している各種申請書や届出用紙に来庁者の住所、氏名、生年月日、性別の基本4情報が転記されます。申請書がそれにより作成されるものとなっております。来庁者の基本情報以外で記載が必要な事項がある場合については、職員が聞き取って入力または記載する運用方法を考えております。

以上です。

●中村議長 次に進みます。

3 款民生費 1 項社会福祉費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項児童福祉費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 款衛生費 1 項保健衛生費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項簡易水道費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 款農林水産業費 1 項農業費。

1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 農業振興事業費の持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金について御質問いたします。

こちら、昨年度の 9 月の補正予算でも計上されておりましたけれども、昨年度の補助金と同じものという認識でよいのかという御質問と、もう 1 点、昨年度の補正額と比べると予算規模は減少しているようですけれども、こちら、補助が想定される事業実施主体が減少しているという認識なのか、それとも単純に、1 件当たりの補助額が減っているという認識をしてよいのか、御質問いたします。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 答弁させていただきます。

本事業につきましては、議員の認識のとおり、令和 4 年度から実施されております事業であります。本事業では、てん菜から需要の高い作物に転換する取組や馬鈴薯の供給量の強化、豆類の安定生産体制の強化がありまして、本町では、てん菜から加工馬鈴薯、大豆、小豆に転換するのが多くなっております。

今回の補助 3,507 万 6,000 円の事業内容についてございますが、議員のおっしゃるとおり、申請者、実施主体が二つだけでございます。事業内容につきましては、ハード事業が一つ、ソフト事業が一つとなっております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

3 項林業費。

2 番後藤議員。

●2 番後藤議員 有害鳥獣駆除費について質問させていただきます。

まず、報償費、委託料ともに大幅な増額補正となっておりますが、今年度の駆除状況と今後の見込み、ここ数年の駆除数の推移を教えてください。

併せて、前年度決算額と比較してみると、報償費が23パーセントアップに対し、委託料は58パーセントもアップしているということですので、この理由も教えてください。

よろしくをお願いします。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 答弁させていただきます。

まず、今年度の駆除状況でございます。今年度7月末現在での駆除状況ですけれども、ヒグマについては2頭、エゾシカ665頭、キツネ55頭、タヌキ19頭、アライグマ17頭、カラス9羽、ハト10羽となっております。前年度と比較しまして、前年度同月末現在の比較でございますが、ヒグマについては前年度と比較しまして2倍、エゾシカにつきましては1.2倍、キツネにつきましては1.6倍、タヌキにつきましては昨年度の6割となっております。アライグマにつきましては2.8倍、カラス1.8倍、ハトにつきましては昨年度の4割程度となっております。

それから、ここ数年の駆除状況についてでございますけれども、令和5年度までの実績でございます。エゾシカにつきましては、令和3年度1,017頭駆除しておりますが、例年850頭前後でしたが、昨年度につきましては909頭。キツネは令和元年度が164頭で年々減少し、令和4年、5年が、54頭、52頭となっております。タヌキは年度ごとにばらつきがございまして、昨年度は前年度2.6倍に当たる58頭。アライグマが令和元年度は、わずか1頭でございましたが、令和5年度末は28頭と毎年増加している状況です。カラスは年々減少し、ここ数年は10羽程度となっております。ハトにつきましても、令和元年度から令和3年度まで100羽以上駆除しておりましたが、令和4年度4羽、令和5年度におきましては26羽となっております。

報償費の23パーセントのアップでございますが、原因は、有害鳥獣駆除数の増加に伴う不足する報償費の補正でございます。エゾシカが、今年度4月から7月末現在で665頭のエゾシカを駆除しておりますが、昨年7月末現在で540頭を駆除し、前年比で1.2倍と、今年度当初950頭を駆除することで予算計上させていただきましたが、既に7割を支出しております。8月から11月までの一般駆除と年明けからの一斉駆除を合わせて450頭の駆除を見込み、今年度駆除頭数を1,115頭と見たところでございます。

これによりまして、不足する165頭分99万円を新たに有害鳥獣捕獲奨励金として予算計上させていただきました。さらに、ヒグマの駆除頭数を年度当初1頭で計画

しておりましたが、今年度既に7月に2頭を駆除しております。今後更に1頭分の駆除を見込みまして、不足する2頭分10万円、合わせて109万円を計上しております。

委託料の58パーセントアップにつきましては、有害鳥獣の駆除頭数増加に伴う処理料がかさんだことによるものでございます。年度当初は1万5,000キログラム、金額にしまして165万円を計上しておりましたが、7月末現在で、既に1万2,280キロ、金額にしまして135万800円を支出し、予算残が29万9,200円となっております。既に当初予算の9割を支出しております。8月から今年度末までの駆除費を推計しまして、8,330キロ、金額にしまして91万6,000円が必要と計画したところでございます。現在の予算残29万9,200円から必要となる金額を差し引いた61万7,100円を予算計上させていただきました。

以上です。

●中村議長 後藤議員。

●2番後藤議員 今の答弁の中で、ヒグマの捕獲2頭ということで、昨年を上回っているということではありますが、連日のように、テレビや新聞で熊の出没情報や事故等がニュースになっています。大変危険が伴う、この豊頃町におけるヒグマ出没時の対応方策はどのようになっているのかお尋ねいたします。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 答弁させていただきます。

今年度に入りまして、本町では11件の目撃情報がございまして対応しております。ヒグマの対応につきましては、令和5年3月に。

●中村議長 暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時25分 再開

●中村議長 会議を再開します。

齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 答弁させていただきます。

今年度に入りまして、ヒグマの目撃情報が11件ございまして対応しております。ヒグマの対応につきましては、令和5年3月に十勝地域ヒグマ対策実施計画が十勝総合振興局から示されております。それに基づきまして、町では、池田警察署、十勝総合振興局と情報を共有し、豊頃町猟友会へ駆除を依頼するとともに、現地に同行し、町民への周知、今後の対応等について協議を行っております。

また、役場企画課によるLINE、ホームページへの記載による住民周知、さらに必要に応じて、住民課から防災無線による周知のほか、消防署から広報車による住民

周知。また、小中学校の登下校に係る場合は、教育委員会へ情報提供等を行っております。熊による人身被害は昨年度、道内で9件。このうち、死者が2名。今年度、道内で人身被害が2名。そのうち2人ともお亡くなりになっております。豊頃町猟友会の協力を得ながら、地域住民に被害が及ばないように、迅速に情報提供等に対応してまいります。

以上です。

●中村議長 他に質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

4項水産業費。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 水産資源増大事業費の水産資源回復支援事業補助金について、御質問いたします。

こちらですけれども、この補助金は一体どのような内容の補助をするものなのかというのが1点目の御質問と、2点目ですが、今回の補助金ですけれども、過去に同様のものがあつたのか、以上2点お伺いいたします。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 答弁させていただきます。

今回の事業でございますが、3月に発生しました大しけによりまして、ホッキ貝が貝から向き出しになって、海岸に打ち上げられたりするのを確認しております。5月に資源調査が実施されまして、資源量が前年比の約8割減少しているという調査結果が、十勝総合振興局十勝地区水産技術普及指導署から、漁協に示されたところでございます。

調査結果を踏まえまして、漁協と十勝総合振興局十勝地区水産技術普及指導署、豊頃町、浦幌町で今後の対策について協議を行い、事業内容を固めたところでございます。

事業内容につきましては、大津厚内沖に禁漁区を設定しまして、禁漁区内にホッキ成貝8トン移植放流し、再生産を促すことで、資源回復を目指すものでございます。8トンを大津漁協、豊頃町、浦幌町、受益者で負担することとしまして、そのうちの2トンを受益者が負担します。残りの6トンにつきましては、大津漁協と豊頃町、浦幌町で負担するものでございます。ホッキ6トン分、551万5,000円のうち、5分の1に当たる110万3,000円を大津漁協、残り5分の4に当たる441万2,000円を豊頃町と浦幌町でそれぞれ折半し、220万6,000円を補助するため、計上させていただきました。

そして、議員からお話がありました、これまでに同様の対応をしていたのかということなのですが、ホッキ漁の支援はこれまでも行ってございまして、昭和53年7月と平成4年度から平成6年度まで3年間行ってございます。

昭和53年度は、沿岸資源増大特別対策事業を大津漁協と豊頃町で実施し、野付漁協から稚貝を1,028キロ購入し、移植放流をしております。漁協が67万9,502円、豊頃町が33万9,752円の計101万9,254円の事業となっております。

平成4年度から平成6年度までの3年間の事業は、沿岸資源増大対策事業を大津漁協と豊頃町、浦幌町で実施し、苫小牧から稚貝を10トン購入し、移植放流しております。当時は、漁協が900万、豊頃町、浦幌町、両町でそれぞれ600万ずつの計2,100万円の事業を行っております。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 事業内容については理解しました。また、過去にも同様な支援があったという内容も理解したところであります。

私、水産関係のほうは、あまり明るくないところではありますけれども、今回のこの補助を行ったことによって、今後、そのホッキ貝の資源というのが回復していくのかどうかと、もし例えば、今年度の対応だけで終わらないというふうに考えた場合、今後、次年度以降の対応についてはどのようになっていくのか伺います。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 答弁させていただきます。

先ほどの答弁の中で8トンというお話をしましたが、この8トンにつきましては、平成21年から令和5年までの15年間のホッキの漁獲の平均が105トンでございます。15年間の平均が105トンで、今年度、漁獲推定が28トンでございますので、差し引いた77トンが不足しているところでございます。77トンを経営5年間に分けて増殖する計画を考えているところでございます。ホッキ1個体から産卵で、5年後で約10倍に増殖する研究結果があることから、1年間に7.7トンのホッキ成貝を移植することによりまして、5年後に10倍の77トンを増殖することになります。

これによりまして、今年度は7.7トン、約8トン分を支援することとしております。この8トンにつきましては、5年後に資源が戻ることを計画しておりますが、まず、令和6年度から8年度まで3年間を支援することにしますが、支援方法につきましては、単年度ごとに対応することとしております。令和9年度以降につきましては、ホッキの資源状況等を確認し、支援の必要性等について再協議し対応していく予

定です。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 単年度で見ている、やはり育てていくという面がありますので、なかなかすぐに結果が分かるかどうかというのは、5年後のところになるという話も理解したところであります。ホッキに限らず、聞いた話によれば、ほかの水産物の漁獲状況もかなり厳しいというお話も耳にしております。

今後、本事業以外にしても、様々な町の水産業に対する支援策というのは、予算計上されているところではあると思いますので、引き続き、水産業、漁業者の支援をしっかりと町で対応していただきたいと思います。

以上です。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 答弁させていただきます。

議員の言われるとおりでございます。一次産業は、本町におきまして、非常に重要であることを認識しております。漁業におきましても、既に秋サケ定置網漁が始まり、新聞報道等で御存じのとおり、来遊予測も実際の量におきましても、非常に厳しい状況下にあります。まだ始まって10日程度です。これからの漁に期待しているのは、私たちだけでなく、大津漁協をはじめ、地域住民も同じだと思っております。これからシシャモ漁、毛ガニ漁などの魚種についても漁が始まってまいります。行政、産業課としましても、しっかり状況を把握し、必要な対応を検討してまいります。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

7款土木費2項道路橋梁費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5項施設費。

(質 疑 な し)

●中村議長 9款教育費2項小学校費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3項中学校費。

1番、小笠原議員。

●1番小笠原議員 備品購入費の中学校教育用情報機器端末等についてお伺いいたします。

こちらは、生徒を対象とした情報端末かというのが1点目の御質問で、2点目の質問ですけれども、この端末は新規で導入するものなのか、それとも既存の機器の入替えか、こちらについて伺いたします。

●中村議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁いたします。

こちらの備品につきましては、国のGIGAスクール構想によりまして、児童生徒向けに1人に1台ずつ整備した情報機器端末、タブレットについて更新を行うものがあります。本町の1人1台端末の整備状況につきましては、平成27年から導入を始めまして、令和2年度で全ての児童生徒に1台ずつ整備完了しているところでございます。

初期に導入したタブレットにつきましては、システムのサポート終了期間が終了したのものや、バッテリーの劣化問題がありまして、令和4年度から計画的に更新を行っているところでございます。

今回、国からGIGAスクール構想で導入しました、この端末を更新するための補助事業が示されましたので、この事業を活用しまして、中学校の18台分のタブレットを更新するものでございます。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 この初期に導入したものの入替えであるという話は理解したところであります。

ここのところに伴って、先日、新聞で見ましたけれども、ほかの町村で学校用のタブレットの故障件数が非常に増加していて、それに伴う修繕費の負担が非常に大きくなっているという情報を目にしたところであります。今回、初期のものを入れ替える予算が計上されて、町の負担がほとんどない形で更新できるということは非常に喜ばしいことで間違いありませんけれども、今後、例えば、落下したとか、タブレットが故障した場合に修繕費用が当然発生してくることもあるかと思うのですけれども、現在、町において、こういうような故障の事例があるのかということと、生徒数も、そこまで豊頃町の場合は多くないと思いますので、修繕費としてもそこまで多くはかからないかなと思いますけれども、今後、こういった修繕費の見積り等についてはどのように考えているのか伺います。

●中村議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁いたします。

まず、本町の現状についてなのですが、使用中に落下などの原因によりまして、故障する件数が年に1、2件ほどございまして、修繕費としては、だいたい数万円程度

の範囲に収まっているところでございます。端末を貸出しする際につきましては、全ての児童生徒の保護者に、使用するに当たっての注意事項が記載された同意書の提出をお願いしているところでございます。また、タブレット端末については、専用の保護カバー、また画面フィルムを取り付けて、もし落としてもあまり損傷がないように貸し出しているところであります。

今後につきましても、先生や保護者に児童生徒への使用方法の指導を御協力いただきながら、大切に利用していただくよう働きかけていきたいなと思ってございます。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

4 項社会教育費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 項保健体育費。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

1 番、小笠原議員。

●1 番小笠原議員 すみません、先ほど質問をしそびれてしまったのですが、1 3 ページ、2 款総務費 3 項戸籍住民基本台帳費の「書かない窓口」について、先ほど同僚議員の御質問ありましたけれども、関連して御質問させていただきます。

町長の行政報告にも「書かない窓口」の概要については説明がありましたけれども、こちらの「書かない窓口」と一概に言っても、結構、対応方法、運用方法が各自自治体により様々であるというような話を新聞等でも見たりしております。我が町においては、設置場所や窓口における業務フロー、あと、どのような職員が対応するかなど、どのような運用方法を想定しているか具体的にお答えいただきたいというのが一点と、もう一点。

現在のこの窓口の手続状況、例えば、記入するにしても何回申請用紙を書かなければいけないのか、あとは、色々な手続があると思えますけれども、大体最長で、かかるものだとどのぐらいかかるのか、こういったところの時間の計算、この「書かない窓口」を導入したことによって、どれぐらいの時間や負担が軽減されるのか、こういうようなものの試算を行ったのかというのが二点目の質問でございます。

三点目ですけれども、この補正予算にも運用保守の費用が計上されておりますけれども、こちらに関しては、年間に発生する費用が、ここの予算のところだと 7 万 2,000 円と書いてありますけれども、これが年間発生するののかというのが三点目

の御質問でございます。

以上です。

●中村議長 加藤住民課長。

●加藤住民課長 「書かない窓口」について回答いたします。

先ほど、坂口議員の質問の際に回答させていただきましたとおり、本人確認書類として提出された免許証やマイナンバーカードをスキャナーで読み取って、その文字情報を申請書や届出用紙に転記し、来庁者の書く負担の軽減につなげるということでございます。具体的には、本来書かなければいけないところ以外については、先ほども言いましたとおり、職員がその場で聞き取り、入力をして、申請書等を完成させるというふうに考えておまして、運転免許証やマイナンバーカードなどの本人確認書類を読み取るスキャナー、操作端末、申請書、届出書を出力するプリンターをそれぞれ1階の窓口、2階のフロア、3階のフロア、大津支所に設置し、役場での手続の大半をカバーできるように考えております。

もう一点の、どれぐらい効果があるのかというお話でしたが、今回、財源としましたデジタル田園都市国家構想推進交付金の事業計画で、導入の効果の目標値を設定しておりますが、手続の内容や来町される方の年齢などにより、手続に要する時間にかなりばらつきがあります。例を挙げますと、戸籍証明書等の交付のために来町された方の在庁時間、現在12分程度を導入後は約8分に短縮することを目標としております。そのほか、家族持ちの世帯の方の転入届に際しましては、関連する諸手続がございまして、在庁時間が平均1時間5分ですが、導入後はおよそ2分の1の30分程度で手続を完了することを目標としております。

三点目の、年間保守料は、これは1年分ですかというお話でしたが、こちらについては補正予算で計上しました運用保守7万2,000円ですが、12月末までに機器等を整備する予定としておりますので、1月から3月までの3か月間の保守料を予算計上しております。1年間のコストとしましては、機器の保守料やプリンターのトナー等の消耗品代などで約30万円程度見込んでおります。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 やはり時間がかかる手続、転入届ですとか、あとおくやみのところとか、多いなというふうに思っていたのですけれども、そこが半分短縮されるというのは、来庁者にとっても、また職員にとっても業務効率が上がって、非常にウィン・ウィンな状況なのではないかなというふうに理解しているところであります。

また、こちら、町長の行政報告にもありましたけれども、「行かない窓口」についても言及がありましたので、そこについても質問させていただきたいのですが、マイ

ナポータルを連携してやるというお話がありましたけれども、ほかの自治体ですと、町の公式LINE等を活用して「行かない窓口」の対応をしているというような事例も耳にしております。豊頃町の場合も、町の公式LINEがありまして、非常に多くの方が利用していると思うのですが、LINEを活用した「行かない窓口」「書かない窓口」についてはどのように考えているのかを伺います。

●中村議長 加藤住民課長。

●加藤住民課長 答えいたします。

「行かない窓口」の運用方法についても様々ございまして、デジタル庁で推奨しているガバメントクラウドを使った自治体窓口DX SaaSというものがあって、更別村などで導入されているというお話もあります。先ほど小笠原議員がおっしゃっていましたとおり、LINEを活用して申請や届出、料金が発生する場合には、そこで決済もできるというようなシステムを導入している自治体も一部ございます。

本町におきましては、今はまだ「書かない窓口」を当面進めさせていただいて、「行かない窓口」の必要性についても今後検討していきたいと思っております。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 いずれにしても、利用者の負担軽減が第一なのですが、DXということですので、職員の業務効率化もやはり優先に考えないと、「書かない窓口」を導入しましたといっても、職員の負担が増えてしまうと、結局DXとは何だったという話を、結構、デジタル庁の方でも意見をされている方がいらっしゃいましたので、両者ともに負担が軽減されるような形で、最善の形でこの業務をぜひ導入していただきたいなと思います。

以上です。

●中村議長 加藤住民課長。

●加藤住民課長 住民の利便性向上、負担軽減を合わせまして、職員の業務効率化についても検討して、少しでもデジタルの力を使った住民のためになる運用を考えていきたいと思っております。

以上です。

●中村議長 他に質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、4ページ、第2表地方債補正についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第35号

- 中村議長 日程第7 議案第35号、令和6年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鏑木福祉課長。

- 鏑木福祉課長 議案第35号、令和6年度豊頃町介護保険特別会計補正予算について御説明いたします。補正予算書25ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,577万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,409万4,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。34ページをお開き願います。

3款地域支援事業費3項包括的支援事業・任意事業費に、地域包括支援センター対応システム改修39万6,000円を追加するなど、計45万6,000円を追加。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金に、国庫支出金等精算返還金1,103万9,000円を追加。2項繰出金に、一般会計繰入金精算返還金428万円を追加するものであります。

次に、歳入につきましては、32ページを御覧ください。

5款支払基金交付金1項支払基金交付金に、過年度分地域支援事業支援交付金62万2,000円を追加するなど、計117万3,000円を追加。

8款繰越金1項繰越金に、前年度繰越金1,460万2,000円を追加するもので

あります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。32ページをお開きください。

5款支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●中村議長 8款繰越金。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。34ページ。

3款地域支援事業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5款諸支出金。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

- 中村議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 議案第36号

- 中村議長 日程第8 議案第36号、令和6年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鍋木福祉課長。

- 鍋木福祉課長 議案第36号、令和6年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。補正予算書37ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,734万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億79万9,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。46ページをお開き願います。

1款 病院費 1項 病院費において、1目 病院管理費に、ボイラー及び循環ポンプ等更新工事に52万5,000円を追加。2目 病院運営費に、運営交付金1,681万8,000円を追加するなど、計1,734万3,000円を追加。

次に、歳入につきましては、44ページを御覧ください。

2款 繰入金 1項 他会計繰入金に、豊頃病院運営費1,679万4,000円を追加。

3款 繰越金 1項 繰越金に、前年度繰越金54万9,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

- 中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。44ページをお開きください。

2款 繰入金。

（質疑なし）

- 中村議長 3款 繰越金。

（質疑なし）

- 中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（質疑なし）

- 中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても、款ごとに質疑を受けます。46ページ。

1 款医院費。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第37号

●中村議長 日程第9 議案第37号、令和6年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山崎施設課長。

●山崎施設課長 議案第37号、豊頃町簡易水道事業会計補正予算(第2号)についての提案理由の御説明をいたします。

御説明の前に、議案第37号の一部に誤りがございましたので、訂正させていただきます。訂正箇所につきましては、配付させていただいております正誤表のとおりでございます。お詫びして訂正申し上げます。

それでは、説明させていただきます。別冊の簡易水道事業会計(第2号)補正予算書の1ページを御覧ください。

議案第37号、令和6年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算(第2号)について御説明いたします。このたびの補正は、簡易水道事業の消費税確定申告における不足税額分及び本管移設等補償工事と送水管布設替工事によるものであります。

第2条、収益的収入及び支出、第3条、資本的収入及び支出について、それぞれ御説明いたします。収益的収入及び支出の補正内容について、6ページ、7ページを御覧ください。

7ページの収益的支出から御説明いたします。

1款簡易水道事業費用3項特別損失に、令和5年度事業期間分消費税及び地方消費税30万円を追加。

次に、6ページの収益的収入について御説明いたします。

1款簡易水道事業収益1項営業収益に、現年度分30万円を追加。

続きまして、資本的収入及び支出の補正内容について、8ページ、9ページを御覧ください。9ページの資本的支出から御説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費に、本管移設等補償工事1,195万円など、計1,602万円を追加。

次に、8ページの資本的収入について御説明いたします。

1款資本的収入4項他会計補助金に、一般会計補助金700万円を追加。7項負担金に、本管移設等補償費902万円を追加。

2ページに移りまして、第4条、特例的収入及び支出について、予算第4条の2中「158万3,000円」を「138万5,000円」に、「2,118万7,000円」を「827万9,000円」に改めます。

第5条、他会計からの補助金について、予算第10条に定めた他会計からこの会計へ補助を受ける金額を7,053万7,000円に改めます。なお、今回の補正により、11ページから15ページに掲載の予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、開始貸借対照表が変更となっておりますので、お目通しのほどお願いいたします。

以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。令和6年度豊頃町簡易水道事業会計予算説明書により、収益的収入を款ごとに質疑を受けます。6ページをお開きください。

1款簡易水道事業収益。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、収益的支出についても款ごとに質疑を受けます。7ページをお開きください。

1款簡易水道事業費用。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、資本的収入についても款ごとに質疑を受けます。8ページをお開きください。

1款資本的収入。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、資本的支出についても款ごとに質疑を受けます。9ページ。

1款資本的支出、説明第1号。

山崎施設課長。

●山崎施設課長 説明第1号、予算説明書1ページを御覧ください。説明第1号、本管移設等補償工事の施工について御説明いたします。

本工事は、十勝川地区で築堤盛土を施工するに当たり、道道大津旅来線側溝が移動することに伴い、既設水道管の埋設深が確保されないことから、令和6年度本管移設等補償工事を施工するとし、簡易水道事業会計（資本的支出）第1款資本的支出に計上したものであります。工事位置については、次ページに施工位置図を添付してありますので、御参照願います。

1、工事の概要は、工事名、本管移設等補償工事。工事予算額、1,195万円。工事内容、道道大津旅来線水道管移設補償、DCIP（ダクトタイル铸铁管）径150ミリ、延長121.99メートルの施工を行うものであります。

2、契約の方法は、指名競争入札により行います。

説明は以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、2ページに戻っていただきます。

第4条、特例的収入及び支出について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、第5条、他会計からの補助金について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号

●中村議長 日程第10 議案第38号、豊頃町乳幼児等医療費給付条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鍋木福祉課長。

●鍋木福祉課長 議案第38号、豊頃町乳幼児等医療費給付条例の一部改正の提案理由について御説明いたします。

本案の提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、これにより、医療保険各法、これは健康保険、船員保険、国家公務員共済等の医療保険になりますが、これらの法律が一括改正されて、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い、現行の健康保険被保険者証が12月2日をもって廃止されることから、関係条文について改正するものであります。

本案の改正内容につきまして、議案説明書説明第1号により御説明いたしますので、1ページを御覧ください。

改正内容は、条例第7条中「組合員証又は被保険者証に受給者証を添えて」を「受給者証を」に改め、第9条第3号中「医療の給付の根拠となる法令の種類、組合員証又は被保険者証の番号又は保険者の名称若しくは住所」とあるものを「加入している医療保険」に改めるものであります。

附則として、この条例は、令和6年12月2日から施行するものでありますので、御審議くださいますよう、よろしく願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号

●中村議長 日程第11 議案第39号、豊頃町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長 議案第39号、豊頃町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正の提案理由について、御説明いたします。

本案の提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、健康保険被保険者証が12月2日をもって廃止されることから、関係条文について改正するものであります。

本案の改正内容につきまして、別紙議案説明書説明第2号により説明いたしますので、3ページを御覧ください。

改正内容は、第7条中「被保険者証又は組合員証及び」を削るものであります。

附則として、この条例は令和6年12月2日から施行するものでありますので、御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号

●中村議長 日程第12 議案第40号、豊頃町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鍋木福祉課長。

●鍋木福祉課長 議案第40号、豊頃町国民健康保険条例の一部改正の提案理由について御説明いたします。

本案の提案理由については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法の一部が改正され、マイナンバーカードと被保険者証が一体化されることに伴い、現行の国民健康保険被保険者証が12月2日をもって廃止されることから、被保険者証の資格取得や喪失に関する届出等に関する条文について改正を行うものです。本案の改正内容につきまして、別紙議案説明書説明第3号により御説明いたしますので、5ページを御覧ください。

改正内容は、条例第13条中「第9項」を「第5項」に改め、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削るものであります。

附則として、施行期日及び経過措置をそれぞれ規定しておりますので、御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号

●中村議長 日程第13 議案第41号、物品の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書7ページを御覧ください。議案第41号、物品の取得について御説明いたします。

このたび、次のとおり物品を取得することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上であることから、議会の議決を求めるものであります。

1、取得する物品名及び数量、津波救命艇1艇。乗り込み台1台。

2、取得の目的、大津地域の津波避難施設の整備。

3、契約の金額、2,090万円。内消費税等相当額190万円。

4、契約の方法、随意契約であり、7月24日に執行しています。

5、契約の相手方、札幌市西区発寒16条14丁目6番50号、日本仮設株式会社、代表取締役菊原歩。

なお、納入期限は令和7年3月14日までとなっております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

- 中村議長 日程第14 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、明日9月11日を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、明日9月11日を休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

- 中村議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 1時22分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員